

生徒・保護者各位

生徒・保護者の皆さんは、次の（１）～（３）の事案が発生した場合は、速やかに下記【連絡先】に連絡を行い、指示を仰いでいただきますようお願いいたします。

**【連絡先】**

大阪電気通信大学高等学校 事務室 TEL 06-6992-6261

（１）生徒・保護者の感染が確認された場合

感染した者が行うこと

- ① 速やかに上記【連絡先】に報告
- ② 保健所の指示に従い療養
- ③ 治癒すれば、主治医の治癒の診断書を提出

（２）生徒・保護者が濃厚接触者となった場合

濃厚接触者となった者が行うこと

- ① 速やかに上記【連絡先】に報告
- ② 保健所の指示・指導に従い、感染者と接触した最後の日から14日間は自宅待機及び体調の経過観察
- ③ 発熱・咳等の症状が出れば、医療機関には直接行かず、相談窓口又は管轄の保健所に相談
- ④ 管轄の保健所から指定された医療機関を受診し、新型コロナウイルス陽性と診断された場合は、上記（１）により対応
- ⑤ 14日間の体調の経過観察後、体調に問題が無ければ、上記【連絡先】へ経過観察の結果を報告。濃厚接触者と判断されなかった場合、発熱・咳等の症状がなければ、登校は可能

（３）同居者が濃厚接触者となった場合

生徒・保護者が行うこと

- ① 速やかに状況を上記【連絡先】に報告
- ② 必ず14日間は体調の経過観察を行い、経過観察の結果を報告。その後同居する濃厚接触者に発熱・咳等の症状がなければ、登校が可能。
- ③ 同居している濃厚接触者が発熱・咳等の症状もしくは陽性となった場合には上記【連絡先】に状況を報告し、保健所の指示・指導のもと、上記（２）により対応

※経過観察期間は登校・外出を控え、自宅で休養の上、体温を記録する

（厚生労働省：家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

（日本環境感染学会：新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合の家庭内での注意事項）[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage\\_00009.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00009.html)